

「美の滋賀」プロジェクト推進事業（活動推進事業）補助金交付要綱

（通則）

第1条 「美の滋賀」プロジェクト推進事業（活動推進事業）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、「美の滋賀」プロジェクト期間（10月～2月）に実施される美の資源を活用した地域での取組を補助することで、県民が滋賀の美の魅力を知り、楽しむ機会を創出するとともに、取組を通じたつながりの中で美が生み出され、育まれ、守られることにより、県民の誇りとして社会や日常の暮らしに美が満ち溢れている、そのような地域の姿（「美の滋賀」）をつくることで、豊かさを実感できる滋賀の実現を目指すことを目的とする。

（交付の対象となる者）

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合、自治会、任意団体、企業（以下「団体等」という）および市町とし、団体等については、次の各号を全て満たすこととする。

- （1）滋賀県内に所在地または活動の拠点を有すること
- （2）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- （3）自ら経理し、監査することができる会計経理体制が明確にされていること
- （4）文化施設の経営を目的とする団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等は対象としない
- （5）滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること

（交付の対象となる事業）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、原則として1団体等あたり1件とし、年度内を通じて行う一連の事業を交付対象事業とする。

なお、「美の滋賀」プロジェクト推進事業（連携発信事業）に採択された場合は、本事業では採択されない。

2 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- （1）地域にある滋賀特有の美の資源を活用した事業であること
- （2）滋賀県内で行われる事業であること
- （3）広く一般に開かれた事業であること
- （4）実施する事業の効果が県域全体または広域に及ぶ事業であること
- （5）補助対象経費が200千円以上の事業であること
- （6）交付決定の日から令和3年2月28日までに実施する事業であること
- （7）年度内で行う一連の事業のうち、事業の目的を達成するための中核となる事業が令和2年10月から令和3年2月の間に実施される事業であること
- （8）次のいずれかに当てはまる事業であること

（ア）フェスティバル型（補助上限額1,500千円）

地域にある美の資源の魅力を引き出し、開催地域内外の賑わいを創出するとともに、取組を通じて「美の滋賀」の魅力を県内外に発信する事業で、複数のイベントを複数の地域にわ

たり開催するなど、概ね 1,000 人以上の入場者・来場者数が見込めるフェスティバル性のあるもの。

(イ) コミュニティ型 (補助上限額 750 千円)

地域にある美の資源を活用して、人々の交流や街づくりなどコミュニティの活性化につながるもの。

(9) 新型コロナウイルス感染症への対策を十分に行ったうえで実施される事業であること

3 次の事業は補助金の交付対象事業としない。

- (1) 滋賀県外で行われるもの
- (2) 専ら営利を目的とするもの
- (3) 慈善事業等への寄付行為を主目的とするもの
- (4) 特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの
- (5) 政治的、宗教的な宣伝意図を持つもの

(補助対象経費、補助率および補助限度額)

第 5 条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額は、別表に定めるところによる。

(交付申請書)

第 6 条 規則第 3 条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第 1 号のとおりとし、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付条件)

第 7 条 規則第 5 条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした帳簿を備え当該収入および支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(実績報告書)

第 8 条 規則第 12 条に規定する補助事業実績報告書は、別記様式第 2 号のとおりとし、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日または 3 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書に関係書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第 9 条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(標準処理期間)

第 10 条 規則第 4 条に規定する補助金等の交付の決定、規則第 8 条に規定する変更 (中止・廃止) の承認および規則第 13 条に規定する補助金の額の確定は、申請または報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(その他)

第 11 条 補助金を申請できる回数を今年度以降、3 回までとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和 2 年 7 月 15 日から施行し、令和 2 年度分の補助金に適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費			補助金の額
区分	細目	内 訳	
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等	予算の範囲かつ補助対象経費の合計額の範囲内で、上限を次のとおりとする。 ・フェスティバル型 1,500 千円 ・コミュニティ型 750 千円
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等	
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料等	
舞台・会場・設営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等	
	作品借料	作品借料、作品保険料等	
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等	
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等	
賃金・旅費・報償費	賃金	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。	
	旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等	
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等	
雑役務費 消耗品費等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、借料および損料、傷害保険料、請負費等	
	印刷費	印刷製本費	
	消耗品費	消耗品費	
	通信費	通信費、郵送料	
	会議費	会議費	
委託金	委託金	委託費（事業全体経費の2分の1以下）	